

**静岡県告示第328号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

1 都市計画の種類

東駿河湾広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する総括図表示のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課